

# 所得税、市・県民税の申告が始まります

2月10日(月)から申告相談の受け付けが始まります。市から案内文書が届いた人は、できるだけ指定日に来庁をお願いします。

指定日など詳しくは、配布されたお知らせチラシをご覧ください。

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線2141)  
または各支所地域振興課市民生活室

## ○申告が必要な人

### ①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

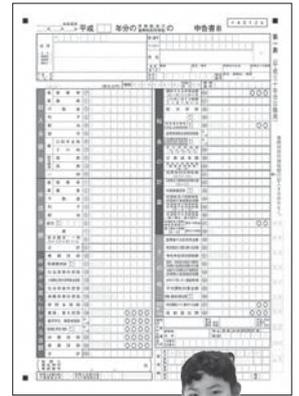
- ・ 営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・ 給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人および控除を追加する人
- ・ 給与の年末調整を受けていない人
- ・ 給与、年金のほかに所得がある人（内職、外交員など）

### ②収入がないまたは、収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、市・県民税申告が必要な人

- ・ 住宅に関する控除、子ども、扶養の目的で学校などへ所得課税証明書の提出が必要な人
- ・ 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ・ 各種免除・各種助成を申請する人、各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

## ○市役所（本庁・各支所）で申告する場合の注意事項

- ・ 青色申告の人、分離課税申告の人（土地や家屋などの譲渡、株式の売買）、先物取引、本年初めて住宅ローン控除を申請する人は村上税務署で申告してください。市役所本庁・各支所では受け付けできません。
- ・ 収支内訳書（農業、営業、不動産）の作成は必ず事前に行い、源泉徴収票、各種証明書と併せて、当日持参してください。
- ・ 各種集計された資料がない場合、会場で作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。（場合によっては、控除対象から外させていただく場合もあります）



市HP関連ページ

## 還付申告のみの事前申告は

# 2月10日(月)～14日(金)

午前9時～11時30分、午後1時～4時

本庁4階大会議室、各支所で受け付けます。  
給与、年金所得のみの人で、還付を受けられる場合はこの期間にお越しください。

## 申告相談の受け付けは

# 2月17日(月)～3月16日(月)

午前9時～11時30分、午後1時～4時

本庁4階大会議室、各支所で受け付けます。  
最初と最後の週は込み合いますのでご注意ください。

## ☑ 申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせはがきもしくは申告書  
※届いた人は必ず持参してください
- マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証や保険証）
- 印鑑（認印可）
- 通帳など振込先金融機関がわかるもの  
※所得税の還付申告の場合に必要です
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 営業、農業、不動産所得の収支内訳書
- 国民健康保険税など保険料の支払額がわかる書類
- 国民年金保険料などの控除証明書
- 生命保険料や地震保険料の支払証明書
- 障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- 医療費の明細書
- 寄付金の領収書や証明書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書
- 譲渡、山林所得のある人は契約書、譲渡の内容や入金日がわかるもの



国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」  
e-Taxで申告書を作成する人は、市報むらかみ1月15日号8ページを参考にしてください。

お願い  
します

申告期間中は市役所、各支所の駐車場が大変混雑します。公共交通機関などで来庁されますようご協力をお願いします。